

新事業承継税制の解説と活用セミナー

贈与・相続時の税金ゼロも可能だが落とし穴に注意



経営者の皆様にとって、事業を後継者に引継ぐことは最も重要な課題の一つです。しかしご自身が保有する自社株の時価が高くなるほど、後継者への引き継ぎに多額の税金が発生することになり、事業承継を妨げる大きな問題となっていました。平成 30 年度税制改正では、事業承継促進の障害を軽減する目的で、10年間の特例措置として事業承継税制が大幅に拡充・緩和されました。

自社株を後継者に贈与した時の贈与税をゼロに（猶予）し、続く相続時に贈与税が免除され、かつ相続税が猶予されるなら、有力な選択肢となります。しかし条件を満たさないと猶予されなくなる落とし穴もあるので、正しい知識と慎重な検討が必要です。

本セミナーでは、本税制をわかり易く解説し、活用法や注意すべきポイントをご説明いたします。ぜひご参加下さい。

- ★ 日 時 平成30年10月16日（火）13:30～15:30
- ★ 場 所 山形市旅籠町3-1-4 食糧会館 2階
- ★ 定 員 20名程度
- ★ 講 師 公認会計士・税理士 植村義弘、同 大倉然
- ★ 受 講 料 5,000円
- ★ 持 ち 物 筆記用具をお持ちください

お申込み FAX 023-624-3662

会社名 : _____ TEL : _____ FAX : _____

会社住所 : _____

参加者 氏名 : _____ 氏名 : _____

※大変恐縮ではございますが、ご記入後FAXにて当事務所宛に返信いただきますようお願い申し上げます。尚、締め切りは 9月30日 となっております。



黒沼共同会計事務所
Kuronuma Accounting Office